

後工事に関する公示

帯広防衛支局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込みについて、以下のとおり公示します。

令和6年12月17日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 三浦 仁志
(公印省略)

以下に掲げる工事は、次の要件に該当するため、当該要件を満たす契約企業との随意契約を予定しているものです。それぞれの工事について必要となる要件を満たし、同工事への参加を希望される企業等がありましたら、一般競争入札を行いますので、要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務課契約審査係まで申込んで下さい。

1 工事件名：帯広（6）倉庫新設建築その他追加工事（仮称）

(1) 該当要件

本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、予算の都合などの理由により、やむを得ず分割したことによって生じた前工事に引き続き施工される一体不可分の後工事であって、前工事と施工者が異なる場合、瑕疵担保責任を明確に分離することが困難なもの。

(2) 申込期限日

令和 年 月 日（未定）

(3) 参加の申込みに必要となる要件

帯広（6）倉庫新設建築その他工事（前工事）に係る瑕疵担保責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。